第4章 大臣認定ルート

建築基準法(昭和25年法律第201号)

(構造耐力)

- 第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。
 - 一 高さが60メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二~四 (略)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(下線部分は改正部分)

(屋根ふき材等)

第39条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 (略)

- 第81条 法第20条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。
 - 二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないこと を確かめること。
 - 三 屋根ふき材<u>、特定天井</u>、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

 $2\sim 4$ (略)

建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第217号)

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 この政令による改正後の建築基準法施行令(以下この項において「新令」という。)第39条第3項 及び第129条の12第1項第六号の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続 その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の規定の例によりすることができる。
- 3 (略)

超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成12年建設省告示第1461号)(下線部分は改正部分)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第1項第四号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第1項第四号に規定する超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一~六 (略)

七 屋根ふき材<u>、特定天井</u>、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八~九 (略)

【解説】

大臣認定ルートとしては、時刻歴応答計算を用いた建築物に設ける特定天井として法第20条第一号の規定に基づく大臣認定を受けるものと、天井告示第3に規定されている構造方法によらない特殊な構造の特定天井として令第39条第3項の規定に基づく大臣認定を受けるものがある。

(1) 法第20条第一号の規定に基づく大臣認定

時刻歴応答計算を用いた建築物に設ける特定天井については、時刻歴応答計算を用いて構造耐力上の安全性を検証する場合のほか、天井告示第3第1項に規定する「仕様ルート」、天井告示第3第2項第一号に規定する「計算ルート」(水平震度法)又は限界耐力計算告示第11第二号イ~二の規定に基づく「計算ルート」(応答スペクトル法又は簡易スペクトル法)の方法による場合についても、法第20条第一号の規定に基づく大臣認定を受けなければならない。

詳細については、指定性能評価機関の業務規程において、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成12年建設省告示第1461号)第七号の取扱いとして、仕様ルート、計算ルート(水平震度法、応答スペクトル法又は簡易スペクトル法)と同様の検証方法が規定される。

(2) 令第39条第3項の規定に基づく大臣認定

天井告示第3に規定されている構造方法によらない特殊な構造の特定天井については、天井告示第3に規定されている構造方法と同等以上の構造耐力上の安全性が確保されていることについて、実験又は数値計算等を用いて別途検証し、指定性能評価機関の性能評価を受けることにより、令第39条第3項の規定に基づく大臣認定を受けることができる。

詳細については、指定性能評価機関の業務規程において、令第39条第3項の取扱いとして規定される。

(3) 大臣認定の準備行為

建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第217号)附則第2項により、改正後の令第39条第3項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、当該規定の例によりすることができることとされている。これは、法第20条第一号の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為についても同様である。

したがって、平成26年3月31日以前であっても、当該各認定に係る指定性能評価機関が指定され、業務規程が国土交通大臣により認可されれば、当該各認定に係る手続きを行うことは可能である。